

平成29年度通常総会

日時 平成29年5月22日（月） 18:30～

場所 大分県建築士会事務局 会議室

大分県建築士会大分支部青年部

総 会 次 第

1. 開会のことば
2. 青年部長あいさつ
3. 来賓あいさつ
4. 議 事
 - 1) 平成28年度事業報告の承認について
 - 2) 平成29年度事業計画の決定について
 - 3) その他
5. 閉会のことば

目 次

1. 平成28年度事業報告書	-----	1
2. 平成28年度収支決算書	-----	3
3. 役 員 名 簿	-----	4
4. 平成29年度事業計画書(案)	-----	5
5. そ の 他		

平成28年度青年部事業報告書

自 平成28年 4月 1日
至 平成29年 3月31日

◎は公益事業 ・は任意支部事業

日 時	会 議 名	場 所	出 席 者 数	概 要
28. 5. 21 (土)	通常総会	事務局	会 員 16名	・平成27年度事業報告の承認について ・平成28年度事業計画の決定について
28. 6. 16 (木)	青年部会	事務局	会 員 12名	◎今年度のリノベ塾について (まちづくり班)
28. 6. 30 (木)	青年部会	事務局	会 員 7名	・平成28年度活動について (情報班)
28. 7. 11 (月)	青年部会	事務局	会 員 9名	◎今年度のリノベ塾について (まちづくり班)
28. 7. 21 (木)	第6回 接遇講習会	アート プラザ	参加者 16名	接遇講習会
28. 7. 27 (水)	青年部会	事務局	会 員 4名	・平成28年度活動について (情報班)
28. 8. 2 (火)	折り紙 建築教室	キッズホー ムまなと	会 員 1名 非会員 1名 参加者 5名	◎折り紙建築教室
28. 8. 16 (火)	青年部会	事務局	会 員 9名	・平成28年度の活動について (造形班)
28. 8. 20 (土)	折り紙 建築教室	西 部 公民館	会 員 2名 参加者 10名	◎折り紙建築教室
28. 9. 8 (木)	青年部会	事務局	会 員 8名	◎今年度のリノベ塾について (まちづくり班)
28. 11. 14 (月)	青年部会	事務局	会 員 8名	◎今年度のリノベ塾について (まちづくり班)
28. 12. 16 (金)	青年部会	事務局	会 員 9名	◎今年度のリノベ塾について (まちづくり班)
29. 1. 13 (金)	青年部会	事務局	会 員 13名	・活動報告、今後の活動予定
29. 1. 24 (火)	青年部会	事務局	会 員 3名	・平成28年度活動について (情報班)

日 時	会 議 名	場 所	出 席 者 数	概 要
29. 2. 14 (火)	青年部会	事 務 局	会 員 5名	・平成 28 年度活動について
29. 2. 27 (月)	折り紙 建築教室	大分市立 春日町 小学校	会 員 3名	◎折り紙建築教室
29. 3. 7 (火)	青年部会	事 務 局	会 員 6名	・平成 28 年度活動について (情報班)
その他、本支部主催の諸行事出席及び実施協力				

平成28年度 青年部活動費収支決算書

平成28年 3月末現在

大科目	予算額	支出済額	備考
青年部活動費	100,000	213,212	213.2%

(内訳)

	収入	支出	備考
会議費		247,512	青年部会旅費・総会費
	34,300		青年部会旅費戻り入れ
建築セミナー			
合計	34,300	247,512	-213,212

(収入済額) - (支出済額) = 差引支出額
 34,300 - 247,512 = -213,212

平成29年度 青年部活動費収支予算額

250,000円

平成28年度 大支部青年部会構成

青年委員長		
伊藤 憲吾 (伊藤憲吾建築設計事務所)		
相談役	相談役	相談役
竹宮 浩一郎 (アトリエテイクー級建築士事務所)	久野 悦子 (㈱吉高総合設計)	伊藤 憲吾 (伊藤憲吾建築設計事務所)
青年部長		
首藤 顕道 (首藤顕道建築設計事務所)		
情報班	まちづくり班	造形班
副部長	副部長	副部長
中原 健太郎 (大分市役所)	日高 雄介 (セア設計一級建築士事務所)	畝崎 俊秀 (MARSE)
部員	部員	部員
安東 諒 (大分県住宅供給公社)	穉山 和大 (合同会社まちづくり事務所まちもり)	安藤 克義 (㈱新日亜設計)
板井 利世 (大分県庁)	市野瀬 康平 (大分県庁)	小川 淳 (大分市役所)
木本 勅 (K2構造設計㈱)	佐藤 誠 (JA全農九州一級建築士事務所 大分管理センター)	橋本 大介 (㈱新日亜設計)
桑野 尚樹 (㈱桑野設計)	佐藤 啓之 (日本ハウジング㈱)	花宮 亮 (㈱神力設計)
宿理 浩司 (大分市役所)	高橋 大介 (㈱大有設計)	瀨野 純一 (㈱新日亜設計)
三浦 望 (大分市役所)	田代 博文 (大分県庁)	荒巻 若菜 (柳井電機工業㈱)
竹宮 浩一郎 (アトリエテイクー級建築士事務所)	辰本 健治 (大分県庁)	松本 ひとみ (大分市役所)
	廣井 孝信 (大分県庁)	三浦 陽一 (三浦陽一建築設計事務所)
	松田 周作 (松田周作建築設計事務所)	御幡 結 (大分市役所)
	光浦 高史 (DABURA.m㈱)	山崎 真司 (一級建築士事務所Yama Design)
	簗手 望 (大分市役所)	山崎 豊史 (㈱佐伯建設)
	山本 貴大 (大分県中部振興局)	米村 昌浩 (㈱佐伯建設)
	中原 健太郎 (情報班兼任)	桑野 尚樹 (情報班兼任)

平成29年度事業計画書（案）

自：平成29年4月1日 至：平成30年3月31日

年 月	行 事 名	備 考
29年 4月		
5月	・青年部通常総会（22日）	
6月	・情報班：構造設備勉強会（9日） ・九州ブロック「建築士の集い」福岡大会参加（24日）	
7月	・造形班：折紙建築教室（7～8月他） ・情報班：第7回接遇講習会	
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
29年 1月		
2月		
3月	・青年部会	
その他、本・支部主催の諸行事出席及び実施協力		

平成28年度 大分支部公益事業一覧

(単位:円)

	事業名	事業予算	査定結果	執行額	備考
1	歴史的建造物の建築ツアー	250,000	700,000		未実施
2	折紙建築教室(6回/年)	120,000		32,610	8/2、8/20、2/27実施済
3	建築模型製作体験 (工業高校生徒向け)	150,000			未実施
4	建築施設見学会 (バックヤード見学)	80,000			未実施
5	リノベーションまちづくり講座シリーズ 魁!!!リノベ塾	690,800			過去開催分のアーカイブ作成中
	接遇講習(建設関連非会員含む)	70,000	=	38,312	大分支部事業で実施
	大分支部要望 合計	1,360,800	700,000		未執行額は、本部流動資産として計上

平成29年度 大分支部公益事業予算要望一覧表

(単位:円)

	事業名	予算要求額	一次査定結果	備考
1	歴史的建造物の建築ツアー	250,000	160,000	H27、H28年度未実施
2	折り紙建築教室	155,000	100,000	
3	接遇講習	70,000	50,000	
4	バックヤードツアー	50,000	30,000	
5	構造設備勉強会	60,000	30,000	
6	リノベーションまちづくり講座シリーズ 魁!!!リノベ塾	390,000	300,000	
7	熊本地震勉強会	112,800	100,000	
8	おおいた建築 素材調査会 (見学ツアー&創作ワークショップ)	173,900	80,000	
9	建築模型製作体験	-	150,000	大分県より依頼(未確定) 県立屋内スポーツ施設模型
	合計	1,261,700	1,000,000	

社団法人大分県建築士会大分支部青年部規約

(名 称)

第1条 この部は、社団法人大分県建築士会大分支部青年部と称する。

(目 的)

第2条 この部は、社団法人大分県建築士会定款（以下本会という）の目的にもとづいて、部員相互の技術の向上と親睦をはかり社会とのつながりを深め、本会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この部は、第2条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(構 成)

第4条 この部員は、支部会員で満40歳未満の者とする。

(役 員)

第5条 この部に次の役員を置く。

部 長	1名
副部長	4名
幹 事	若干名

(役員を選任)

第6条 役員は、部総会において部員の中から選任する。

(役員の仕事)

第7条 部長は、この部を代表し、部を運営する。

2. 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 幹事は、部長、副部長を補佐し、その職務を行なう。
4. 役員は、役員会を構成し、部の運営につき決議権を有する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じた場合には、必要に応じて補選することができる。
3. 補選された役員任期は前任者の残任期間とする。

(相談役)

第9条 この部には、役員会の承認を得て相談役を置くことができる。

2. 相談役は、部長の諮問に応ずる。

(会議の種類)

第10条 会議は、部総会、役員会とする。

(総 会)

第11条 部総会は、通常総会および臨時総会とする。

2. 通常総会は毎年1回、臨時総会は必要に応じ開催する。

(総会の議案)

第12条 部総会の議案は、第3条の事業及び役員を選出その他役員会で必要と認めた重要事項とする。

(総会の議事)

第13条 部総会の決議は出席者の過半数の同意により決する。

(会議の招集)

第14条 会議は、部長が招集する。役員会は原則として隔月1回開くものとする。

(事業の承認及び報告)

第15条 この部の行なう事業は、すべて役員会の審議を経て、支部長の承認を得なければならない。

(分科会の設置)

第16条 この部には、5名以上の部員の賛同があり、役員会の承認を得て分科会を設置することができる。

2. 分科会は毎年1回その活動報告を役員会に行なわねばならない。

(経費の支弁)

第17条 この部の経費は、支部より支弁する。

(定款準用事項)

第18条 この規約に定める以外の事項については本会の定款ならびに細則その他の補足規程を準用する。

(規約の変更)

第19条 この規約は、部総会の決議により支部長の承認を得て変更することができる。

(附 則)

この部の規約は、昭和51年4月1日から施行する。